

杉並区及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定

杉並区と北塩原村（以下「両自治体」という。）は、平成16年11月1日に「まると保養地協定」を締結し、様々な交流の実績を積み重ねてきたところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災自治体の要望を踏まえた支援を迅速かつ的確に行う上で、基礎自治体を中心とした水平的な支援の取組みが有効に機能することが明らかになった。このため、これまで両自治体が培ってきた友好関係を土台として、新たに本協定を締結し、災害が発生した際における相互援助体制の確立を図るものである。

（協定の趣旨）

第1条 地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第2条 両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法、その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（1）物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資器材
- カ 医療品
- キ その他、生活に必要な物資

（2）人的援助

- ア 職員の派遣
- イ ボランティアのあっせん

（3）避難住民の相互受入れ

（4）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに相互に意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成24年2月25日

杉並区長

田中良

北塩原村長

小椋敏一

【立会人】

杉並区議会議員

藤小あや

北塩原村議会議員

小椋真